

日高市国民健康保険財政調整基金条例（案）の制定について

平成30年4月1日に施行される国民健康保険法の一部改正により、市の保険給付にかかった費用は、県の国保特別会計から市の国保特別会計に全額支払われることとなるため、保険給付費支払の不足に充当する目的であった日高市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置及び処分に関する条例を廃止し、制度改正に対応した国保財政の健全な運営に資するため日高市国民健康保険財政調整基金条例を制定する。

日高市国民健康保険財政調整基金

(設置)

第1条 国民健康保険財政の健全な運営を図るため、日高市国民健康保険財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、決算上生じた剰余金の範囲内において、当該年度の国民健康保険特別会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰出しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規程する目的のために使用する場合に限り、基金の全部または一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(日高市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置及び処分に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する

日高市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置及び処分に関する条例（昭和39年4月1日条例第7号）

(日高市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置及び処分に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の日高市国民健康保険の保険給付費支払基金の設置及び処分に関する条例に基づく基金に属していた現金は、この条例に基づく基金に属す現金とみなす。